

令和6年度愛媛県農泊魅力推進事業委託業務仕様書

1 事業目的

県内の自然豊かな農山漁村への誘客促進を図るため、漁村グリーン・ツーリズムに係る県内モデルコース動画のデジタル配信等により、体験型余暇活動の潜在需要を喚起するとともに、県内農林漁業者等が実施する体験メニューを一堂に集めたPRイベントの開催や、農林漁家民宿での宿泊や農業体験、自然体験を組み合わせた半額キャンペーンツアーを開催する。

2 委託上限金額

3,500千円（消費税及び地方消費税10%を含む）

3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

4 事業内容

(1) PRイベントの開催

県内農林漁業者が実施している農山漁村の素材等を活用した各種体験メニューを一堂に集め、体験を一般客に提供するとともに、県内のグリーン・ツーリズム関連コンテンツのPRを行う。

① 開催時期

10～12月の週末2日間開催（土日連続）とし、県と協議のうえ決定するものとする。

② 開催場所

松山市内で集客が見込める場所で開催するものとする。

屋内でも屋外でも可とし、大規模産業イベント等への出展も可とする。

③ イベント名称

事業の趣旨を踏まえ、集客に効果的なイベント名称を考案すること。

④ 開催内容

ア 県内グリーン・ツーリズム体験メニューの提供

イ 県内グリーン・ツーリズム関連情報のPR

⑤ 出展者の募集・連絡調整

ア 出展者は6者以上とし、愛媛県と協議のうえ公募を行い決定すること。

イ 出展者に対しては、会場担当者や愛媛県と調整のうえで、出展マニュアルの作成・配布や事前説明等を実施すること。

ウ 生産者の参加が容易になるよう、会場までの交通費・送料等の支援を行うこと。

エ その他、イベントの運営・開催に係る事項について速やかに出展者に連絡し、イベント開催に支障をきたすことのないようにすること。

⑥ 会場設営等

ア イベント会場の設営・撤去を行うこと。

イ いずれの出展についても、4～5人程度の利用客が同時に体験できるよう、十分

なスペースを確保すること。

ウ 感染症対策として、会場への消毒液の設置や三密回避といった基本的な対策を実施すること。

エ 運営をサポートするため、事前に出展する実践者と連携して、各種体験メニューの特徴等をPRできるスタッフを配置すること。

⑦PR資材の制作等

県が保有する「おすすめプラン動画」等のプロモーション素材は無償での貸与を可とするが、イベント集客に資する以下に示す媒体等を作成すること。

ア イベントの統一的なデザインを企画したうえで、パンフレット、ポスター、チラシ等の啓発資材を電子データ及び紙媒体で制作すること。

イ 看板、パネル、のぼり、POP等、本県グリーン・ツーリズムのPRに資する資材を制作すること。

⑧その他

ア 各種法令を遵守し、関係機関（警察、消防、保健所など）との協議が必要な場合は、出展者等と調整のうえ必要な手続き等を行うこと。

イ 本イベントの効果検証に資する来場者アンケートを実施し、県にフィードバックすること。

(2) グリーン・ツーリズム半額キャンペーンツアーの開催

農林漁家民宿等での宿泊や農業体験、自然体験を組み合わせた魅力的なキャンペーンツアーを開催する。

① ツアー内容

ア 東予、中予、南予で各1種（計3コース）のパッケージツアーを企画・実施すること。

イ ツアープランは、既設のグリーン・ツーリズム「おすすめプラン動画（全12プラン）」に関連付けて設定すること（動画と全く同一である必要はない）。

ウ いずれのツアープランも1泊2日とし、8月から2月の期間中に実施すること。
3種のツアーを同時期に開催するか分けて開催するかは任意とするが、参加者の満足度が高まるよう工夫すること。

エ 参加者1人につき概ね総額2万円程度のパッケージツアー商品を造成し、半額（1万円程度）で販売すること。

ただし、ツアーの移動手段は参加者が手配（自家用車を想定）し、経費は全額自己負担とする。

② ツアー参加者の募集要件

ア 募集対象者は、国内在住者とする。

ただし、県内在住者については、住所地域以外の地域のコース参加を条件とすること。

（例）東予地域在住者であれば、東予コース以外（中予コース、南予コース）の参加を条件とする。

イ 各コースにつき、10名程度（概ね3組以上）の参加者を募ること。

なお、宿泊施設のキャパシティ等に応じて、3組の旅行日程を分けることも想定すること

(3) 本事業等のプロモーション

本県グリーン・ツーリズムに係るPRパネルの製作展示や、デジタル広告等を活用して、県内グリーン・ツーリズムの魅力を発信し、知名度向上を図る。

① 実施内容

ア 集客促進

(1) 及び(2)の事業の周知を図るため、情報を告知すること。

なお、媒体(テレビ、雑誌、デジタル等)は任意とするが、効果的な集客につながるよう最適な手法を提案すること。

イ 新たなファン層の獲得

「おすすりプラン動画」を活用したプッシュ型のデジタルプロモーション(広告)を実施し、本県の魅力発信を行う。

[実施時期]

効果的かつ効率的な時期に実施すること。

[対象エリア]

中国四国地方

[ターゲッティング]

事業効果の最大化を図るために最適と考えられるターゲット層を検証しながら実施すること。

[広告配信や効果検証]

- ・テレビ、ラジオ及びInstagram広告等において、本県グリーン・ツーリズムの知名度向上に向けた発信を実施する。
- ・本事業の成果を分析するために有効な指標について、事業の目的に応じた効果検証スキームや目標KPIを提示すること。
- ・広告配信は、広告への反応を比較検証しながら配信し、事業効果の最大化を図ること。

(4) 経費の配分について

- (1) PRイベントの開催、及び(2)グリーン・ツーリズム半額キャンペーンツアーの開催に係る経費の上限は、2事業合わせて2,500千円(税込み)を上限とし、(3)本事業等のプロモーションに係る経費の上限は、1,000千円(税込み)を上限とする。(総額3,500千円以内)

5 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

6 秘密保持及び個人情報の保護

(1) 秘密保持

- ①本業務に関し、受託者が愛媛県に提出した計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県地了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。なお、個人情報の取扱いについて疑義がある場合は、愛媛県に協議すること。

7 その他

- (1) 別紙、環境負荷軽減の取組みを実施すること。
- (2) 国や県から調査や報告等を求めた場合は、適切に対応・実施すること。

8 留意事項

- (1) 受託者は、事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を整備し、これを事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (2) 本業務に関して受託者が作成した成果物に関する全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）について、委託料が完納された時点で愛媛県に譲渡すること。また、この規定にかかわらず、愛媛県が必要と認めるときは、委託料完納前であっても受託者が作成した成果物を無償で利用できるものとし、本業務により得られる成果物の著作権者人格権について、将来にわたり行使しないこと。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又はやむを得ない事由が生じた場合は、愛媛県と協議の上、対応すること。
- (4) 本仕様書に定める以外の事項については、愛媛県の指示に従うこと。
- (5) 本業務に関する補償・経費等の一切は、受託者において負担すること。